

告示

埼玉県告示第五十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和六年一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
オリックス資源循環株式会社

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山三百十三番地

代表取締役 有元健太郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田二百四十五番外六筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に規定する焼却施設

第七条第十一号の二に規定する熔融施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

イ 産業廃棄物

燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維く
ず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コ
ンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を
含む。）、銧さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、
動物の死体、ばいじん並びに処分するために処理したもの

ロ 特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH二・〇以下のも
のに限る。）、廃アルカリ（pH十二・五以上のものに限る。）、感染性産業
廃棄物及び特定有害産業廃棄物

五 申請年月日

令和五年九月十五日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東松山環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
寄居町生活環境エコタウン課	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境水道部環境課	午前九時から午後四時三十分まで
小川町環境農林課	午前九時から午後四時三十分まで
東秩父村保健衛生課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和六年一月十六日から同年二月十六日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和六年一月十六日から同年三月一日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和六年三月一日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）